

耐震改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：平成19年1月1日～令和6年3月31日

◆概要

昭和57年1月1日以前に建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合する耐震改修を行った場合について、翌年度分の固定資産税が2分の1に減額されます。

◆適用を受けるための主な要件

- ①耐震改修工事費が税込50万円を超えること
- ②家屋が昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること
- ③店舗等併用住宅の場合は、床面積の1 / 2以上が居住用であること
- ④現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること
- ⑤令和6年3月31日までに工事を完了すること

◆適用を受けるために必要なこと

工事完了日から**3ヶ月以内**に、以下の書類又はその写しを当該家屋が所在する市区町村の窓口に出してください。

- ①固定資産税減額申告書
- ②工事請負契約書の写し
- ③増改築等工事証明書※¹または住宅耐震改修証明書※² 等

※1 増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所に属する建築士、
 - ②指定確認検査機関、
 - ③登録住宅性能評価機関、
 - ④住宅瑕疵担保責任保険法人
- のいずれかに発行を依頼して下さい。

※2 住宅耐震改修証明書は、地方公共団体に発行を依頼して下さい。

※必要書類の内容は各自治体によって異なるため、所管自治体HP等をご確認ください。